

審議案件に関する概要

令和3年3月26日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和2年9月9日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
第一碎石株式会社 代表取締役 寺田 俊夫	旭川市神楽4条6丁目1番15号

2
届出事項

(1)店舗名及び所在地	DCMホームマック春光店 旭川市花咲町6丁目2272-13 ほか	
変更しようとしている事項	変更前	変更後
(2)大規模小売店舗内の店舗面積の合計	7,392㎡	8,021㎡
(3)大規模小売店舗の 施設の配置に関する事項	駐車場の 収容台数	522台
		380台
(3)変更しようとする日	令和3年5月10日	

3
審査事

(1)駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数474台>駐車台数380台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に111台確保
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	30台 ・繁忙日においても駐輪場が不足することなく運営している。自動二輪での来客は少なく、計画駐車場で対応する事が可能です。
	来客車両等の入出庫方法	・来客自動車を一旦待たせるような入口ゲート・遮断機等は無く、入庫待ちは発生しないと考えます。
	搬入車両等の誘導	・荷さばき処理能力1時間あたり3台に対し、1時間あたり1台搬入と計画的搬入により、一時的に搬出入庫車両が集中しないよう配慮する。また、十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発

項		生しません。				
	歩行者の安全対策	・店舗社員や取引先業者及び搬入業者ともに、店舗周辺や駐車場内における走行に際しては低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組みます。出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図ります。				
	交通整理員の配置	・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行います。				
	除排雪による堆積方法	・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行います。従業員等及び冬期堆積場所に一時的に堆積しますが、適宜排雪を行い必要駐車台数を確保に努めます。				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	dB	dB		
		2	dB	dB		
		3	dB	dB		
		4	dB	dB		
	夜間の等価騒音のレベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	dB	dB		
		2	dB	dB		
		3	dB	dB		
		4	dB	dB		
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a		dB	dB	
		b		dB	dB	
		c		dB	dB	
		d		dB	dB	
	騒音問題の一般的対策					
荷さばき作業等の対策						
付帯設備・施設等の対策						
青少年の蝟集等の対策						
その他の対応方策						
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備					
	保管場所の位置、構造等					
	運搬・処理対策					
	減量化、リサイクル等					
	調理臭、悪臭の飛散防止					
その他設置者として廃棄物						

	等に関する対応方策を講じた事項	
(4)	街並みづくり等への配慮	
(5)	防災対策への配慮	
(6)	防犯対策への配慮	
(7)	関係行政機関との協議状況	
	公安委員会 (北海道旭川方面旭川中央警察署交通第一課)	協議済み
	地元市町村 (旭川市経済部経済交流課、旭川市地域振興部都市計画課)	協議済み
	道路管理者	道路に係わる工事、変更はありません
	その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)	市町村の意見	意見なし
(2)	住民等の意見	意見なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし
